

公益社団法人東京湾海難防止協会入会金及び会費規程

全文改正 平成22年 5月10日東海防第76号

改正 平成24年 5月31日東海防第78号

改正 令和元年 5月28日東海坊第77号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京湾海難防止協会（以下「本協会」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、正会員として入会する者が納入するものとし、その額は10,000円とする。

(入会金の納入)

第3条 入会金は、本協会から入会承認の通知を受けた日から14日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会費は、一口年額20,000円とし、正会員及び賛助会員は一口以上の口数を納入しなければならない。

2 特別会員の会費については、別途定める。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎事業年度、7月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、本協会から入会承認の通知を受けた日から1ヶ月以内とする。

(会費の免除)

第7条 賛助会員は、第4条の規定にかかわらず、理事会が認める方法により本協会の事

業に協力することをもって会費の納入にかえることができる。

(入会金及び会費の使途)

第8条 第2条及び第4条に定める入会金及び会費は、公益目的事業会計及び法人会計に50パーセントずつ配賦するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則 (平成24年東海防第78号)

この規程は、平成24年5月31日から施行する。

附 則 (令和元年東海坊第77号)

この規程は、令和元年5月28日から施行する。

公益社団法人東京湾海難防止協会入会金及び会費規程第4条第2項に基づく特別会員の会費を第9条補則により次のとおりとする。

平成24年6月1日

公益社団法人東京湾海難防止協会
会長（代表理事） 大野 隆司

東京都・・・・年額	180,000円
横浜市・・・・年額	100,000円
川崎市・・・・年額	170,000円
千葉県・・・・年額	200,000円
茨城県・・・・年額	100,000円

参考： 横須賀市（負担金） 200,000円